

●漁船損害等補償法による付保義務の同意を求めるための届出

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための届出があったので、施行令第5条第3項の規定により、次のとおり届出に係る指定漁船調書を縦覧します。

令和7年8月22日

東京都知事 小池百合子

1 加入区の名称

八丈島加入区

2 発起人の住所及び氏名

八丈島加入区

八丈島八丈町三根 4726番地8 田中 國治

八丈島八丈町大賀郷7824番地8 広江 篤夫

3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

八丈島漁業協同組合

4 縦覧期間

令和7年8月22日から同年9月4日まで

5 縦覧場所

八丈島八丈町三根4206番地

八丈島漁業協同組合